協議事項①

「義援金受付団体」分の第3次配分における 津波浸水区域の設定について【案】

1 はじめに

平成24年1月19日に開催された「第4回宮城県災害義援金配分委員会」において決定された義援金の第3次配分の方針(資料3参照)では、新たに津波浸水区域の住家被害(半壊以上)に対し義援金が配分されることとなったが、その津波浸水区域については、宮城県通知により、「国土交通省国土地理院公表の津波浸水概況図」を参考に市町村が決定することとされている。

2 仙台市における津波浸水区域

(1) 区域設定案

新たに配分する義援金の津波浸水区域として、本市の平成23年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除区域として告示されている区域(別紙)とする。

(2) 理由

- ① 国土交通省国土地理院公表の津波浸水概況図は,航空写真をベースに概略的に地域を設定しているが,本市の固定資産及び都市計画税の課税免除区域は,設定にあたり当該浸水概況図等を参考に,現地調査等により作成し,地番を明確にしているもので,精度が高い。
- ② 義援金の支給は経済的支援の性質を持っているが,固定資産税及び都市計画税の課税免除区域を採用することにより,本市の被災者に対する経済的支援策の対象区域を一体化することができる。また,既に対象区域が設定されていることから,義援金の配分を迅速に行なうことができる。